

高知くらしの護身術

105

結婚相手紹介サービス

クーリングオフ可能例も

(2008年9月16日掲載原稿)

結婚相手を紹介する業者から電話があり、興味が無いと断ったが、説明だけでも聞いて欲しいとのことだったので説明会場であるホテルに出かけた。しかし、入会するつもりはなかったので断ったが、強引に勧誘されて根負けして契約してしまった。会費も高額なので解約したい。

強引な結婚相手紹介サービス業者の勧誘で意に反した契約をしてしまったという相談です。結婚相手を紹介するサービスで、2ヶ月を超え総額5万円を超える契約の場合は、特定商取引に関する法律で「特定継続的役務提供」に当てはまりますので、契約してから8日以内であればクーリング・オフで全面解約する事が出来ます。

クーリングオフ期間を過ぎても、この相談のようなケースでは断っているのにしつこく勧誘されたことを主張して解約交渉をしてみる方法もありますが、相手がそのことを認めなければ困難です。一番良いのは、電話で勧誘されたときに興味が無ければキッパリと断ることです。このときに断れなかったら、面と向かっての勧誘で断るのは至難の業でしょう。

またこの事例の他、契約したが希望条件の相手を紹介されなかった、思っていたシステムではなかったので解約したが返金されなかった、といった相談が寄せられています。

このようなトラブルを避けるためには、サービス内容や利用料金などをよく確認し、納得の上で契約することが大切です。

中途解約に関しては、特定商取引に関する法律で事業者が消費者に請求できる解約手数料の上限は、サービス開始前なら3万円。サービス開始後なら提供されたサービスの利用料金に2万円か契約残額の20%のいずれか低い額を加えた額と定められています。